

議案第1号

沖縄県教育庁組織規則の一部を改正する規則について

沖縄県教育庁組織規則の一部を改正する規則について、別紙のとおり定め
る。

平成17年3月18日

沖縄県教育委員会

沖縄県教育庁組織規則の一部を改正する規則

沖縄県教育庁組織規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条の表中「スポーツ振興班」を「スポーツ振興班、全国高校総体準備班」に改める。

第9条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 災害共済事務に関すること。

第13条第2項の表中「石川、与那城、勝連、具志川」を「うるま」に改める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

概要説明

総務課

1 改正の経緯及び必要性

- (1) 平成22年度全国高校総体開催準備に向けた準備室を保健体育課に設置するため。
- (2) 独立行政法人日本スポーツ振興センター県支部の廃止に伴い、県立学校の災害共済事務を保健体育課の分掌事務に位置づけるため。
- (3) うるま市設置に伴う所管区域の変更のため。

2 改正案の概要

- (1) 第3条第1項の表中「スポーツ振興班」を「スポーツ振興班、全国高校総体準備班」に改める。
- (2) 第9条保健体育課の分掌事務に「(10)災害共済事務に関すること。」を加える。
- (3) 第13条第2項の表中教育事務所の所管区域の「石川、与那城、勝連、具志川」を「うるま」に改める。

3 添付資料

- (1) 新旧対象表

表 照 旧 新 時 間 領 則 規 織 組 行 廣 教

案正改

(課及び係等の設置)は次第に、室、本係、
第3掲げる

(保健体育課の分掌事務)

第9条 保健体育課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(8) 略	(9) 奥武山総合運動場に関すること。
(10) 災害共済事務に關すること。	(11) その他保健、体育及び給食に關すること。

(教育事務所) 第13条 本庁の事務の一部を分掌させるため、位置及び所管区域は、教育事務所の名稱、位置及び所管区域は、教育事務所を設置する。

名 称	位 置	所 管 区 域
教育厅 中頭教育事務所	沖縄市知花六丁目 35番20号	恩納、 <u>北谷</u> 、 <u>中城</u> 、 <u>読谷</u> 、 <u>嘉手</u> <u>西原</u> の各市町村

第13条 教育事務所

名 称	位 置	所 管 区 域
教育厅 中頭教育事務所	沖縄市知花六丁目 35番20号	恩志谷、北中城、中原の各市町村 恩納、石川、沛繩、中城、嘉手納、 与那城、読谷、勝連、宜野湾、 具志頭、北西

現行

(課及び係等の設置) 第3条 次の表の左欄に掲げる課を置き、当該課に、同表の右欄に

第9条 保健体育課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(8) 略
(9) 奥武山総合運動場に関すること。
(10) その他保健、体育及び給食に関すること。

(教育事務所) 第13条 本庁の事務の一部を分掌させるため、教育事務所の位置及び所管区域は、教育事務所を設置する。教育事務所の名稱、教育事務所のとおりとする。

(注) 対照箇所にアンダーラインを引くこと。